

国 都 市 第 150 号
国 住 街 第 271 号
令 和 4 年 3 月 31 日

各都道府県、政令指定都市
市街地再開発事業主務部局長 殿

国土交通省都市局市街地整備課長
住宅局市街地建築課長

社会資本整備総合交付金の市街地再開発事業に係る
基礎額の取扱いについて

社会資本整備総合交付金（以下「交付金」という。）制度の運用については、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号事務次官通知、令和 4 年 3 月 31 日最終改正。以下、「交付要綱」という。）その他関係通知によりその取り扱い等を示してきたところ、今般の改正により、交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(2)1. I 第 7 項（ロ-13-(2)で準用する場合を含む。）及びイ-16-(1) 第 7 項（ロ-16-(1)で引用する場合を含む。）において、市街地再開発事業の基礎額の限度を明確化したことについて、下記のとおり所要の事項をとりまとめたので、通知する。

なお、都道府県におかれては、管轄内市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方願います。

記

一 基礎額の限度の考え方について

「保留床処分金等」には、保留床処分金、参加組合員負担金、特定事業参加者負担金のほか、他の国庫補助金及び交付対象事業に要する費用に対する補助のうち地方公共団体が負担する費用が含まれるものであること。

二 補助金の額の確定後交付金の総額が基礎額の限度を超えることが明らかになったときの手続について

今般の改正以降、交付金を充てた市街地再開発事業が完了した場合において、交付金の額の確定後に、当該事業に充てた交付金の総額が当該事業に係る基礎額の限度を超えることが明らかとなったときは、その差額に相当する金額を国庫に納付することを、交付金の交付の条件として交付決定通知書に記

載することとしている。

この場合における「差額に相当する金額」は、地方公共団体施行の市街地再開発事業においては、当該事業に充てた交付金の総額から基礎額の限度に相当する額を除いた額とし、その他の市街地再開発事業においては、当該事業に充てた交付金の総額と基礎額の限度に相当する額の差額に係る国費相当額とする。

以 上